

設計・工事監理の相談窓口

令和元年 5 月 17 日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律 (改正建築物省エネ法)」の円滑な施行に対する支援業務の役割を果たすべく、本連合会では、「建築物省エネアシストセンター」を設置しています。

### ■建築物省エネアシストセンターの概要

- 1. 適合義務対象建築物の設計・工事監理の相談窓口
- 2. 上記に関する Q&A の整理、ホームページでの公表
- 3. 省エネ設計業務に対応可能な設備設計事務所の調査、 リスト作成、ホームページ公表(全国の当連合会構成員)

#### ■お問い合わせ

TEL: 03-5276-3535 平日 $10:00 \sim 12:00 / 13:00 \sim 16:00$ 

FAX: 03-5276-3537 24 時間受付 (休日含む)

E-mail:assist\_center01@jafmec.or.jp 24 時間(休日含む) ※ FAX または E-mail での質問は 24 時間 (休日含む) 受付ますが、回答は 翌営業日以降にさせていただきます。

※いずれも質問内容によっては、回答にお時間をいただく場合があります。 ※電話番号はおかけ間違いのないようにご注意ください。

※電話は込み合って通じないことがありますので、なるべく FAX または E-mail をご利用ください。

URL: https://www.jafmec.or.jp/eco/

#### 建築物省エネアシストセンター 検索

建築物省エネアシストセンター ホームページでは、建築物省エネ法関係業務(省エネ計算・設備設計・工事監理)対応可能事務所リストと FAQ を公開中です。

### ■改正建築物省エネ法とは

「パリ協定」(2016年11月発効)を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の達成等に向け、住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が喫緊の課題となっています。

このため、住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、住宅・ 建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な 対策を講じることが必要とされています。

これらの背景を踏まえ、改正建築物省エネ法が、令和元年 (2019) の改正に続き、2050 年のカーボンニュートラル、2030 年の建築物の ZEB、ZEH 化に向け、令和 4 年 (2022) 5 月 20 日に改正されました。

## 概要

2022 年度

・誘導基準の引上げ、誘導仕様基準の設定

2023年度(公布日から1年以内)

- ・住宅トップランナー制度の拡充(分譲マンションの追加) 2024 年度(公布日から2年以内)
  - ・建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示
  - ・再エネ利用促進区域制度
  - ・大規模非住宅の省エネ基準の引上げ

2025年度(公布日から3年以内)

・原則全ての新築・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※詳しくは、国土交通省ホームページ「建築物省エネ法のページ」参照



# 建築物省エネアシストセンター

## ■ FAQ (よくある質問と回答)

改正建築物省エネ法について、これまでに寄せられた主な質疑回答を以下にご紹介します。

- Q. 設計・監理業務で変更になることはどんなことですか。
- **A.** 原則 10㎡超の建築物が適合義務になるので、従来、届出義務、説明義務の対象であった建築物にも確認申請、完了検査での省エネ法の手続きが必要になります。
- Q. 説明義務制度はなくなるのですか。
- **A.** 床面積が300㎡未満、10㎡超の新築、増・改築の説明義務は適合義務になりますが、更なる省エネ対策や再エネ設備の効果の説明義務が課されます。
- Q. 増・改築の基準は変わりますか。
- A. 建物全体での評価から、増・改築部分の基準適合に変わる予定です。
- Q. ZEB、ZEH 化の具体化はどんなものですか。
- **A.** 改正された誘導基準が該当します。ZEH 強化外皮基準 (UA 値 [W/(㎡・K)] が1と2地域で0.40 以下、3地域で0.5以下、4~7地域で0.6以下)、設備機器の効率化により基準1次エネルギー消費量の削減量が20%以上です。
- Q. 大規模非住宅の省エネ基準値はどの様になりますか。
- **A.** 2024年4月から床面積2,000㎡以上の非住宅建築物のBEIが、工場等で0.75、事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等で0.8、病院等、飲食店等、集会所等で0.85になる予定です。

# ■その他、改正建築物省エネ法に関する情報提供・サポート窓口一覧

■制度の詳細については、建築物省エネ法について(国土交通省のホームページ)をご覧ください。

建築物省エネ法について検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\_house\_tk4\_000103.html

■省エネ適合判定・届出の窓口は、(一財) 住宅性能評価・表示協会のホームページで検索できます。 ※対象の物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁、登録省エネ判定機関等の連絡先が検索できます。

省エネ適合判定・届出

評価機関等の検索

検索

https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene\_tekihan/

■制度・省エネ基準に関するご質問は、省エネサポートセンターへ ((一財)建築環境・省エネルギー機構)で受付けています。)

省エネサポートセンター検索

- ●受付時間:平日9:30~12:00/13:00~17:30
- ●メール:〔住宅〕hsupport@ibec.or.jp 〔非住宅〕bsupport@ibec.or.jp
- TEL: 0120-882-177

※ご質問の前に FAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。http://www.ibec.or.jp/ee\_standard/faq.html